毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 示 次

告

第1938号

○生活保護法による指定医療機関の	件	在抽	○生活保護法による指定医療機関の	莒	○生活保護法による指定医療機関の	定	○生活保護法による医療扶助のため	件	○公印を改刻しその使用を開始する
	八四九			八四九		八四八		八四八	

の施術者を指定した件	護法による医療扶	を再開した旨	保護法による指	た旨届出が	保護法による
八四九		八四九		八四九	

いて意見があった件	○大規模小売店舗の変更の届出につ	を改正する件
至		至

○民生委員の定数を定める件の一部

○道路の供用を開始する件二件	○道路の区域を変更する件	予定である旨通知があった件	○保安林の指定施業要件を変更する	意見を述べた件	○大規模小売店舗立地法により県が	いて意見があった件	○大規模小売店舗の変更の届出につ
八 五 一	八五〇	八五〇		八五〇		八五〇	

848

公

(推定 居宅サ ヒフ事業者を指気し

公五

番

号

職印

○指定居宅介護支援事業者を指定し

至

○指定介護老人福祉施設を指定した

○指定居宅サービス事業を廃止した 旨届出があった件 八五三 至

○指定居宅介護支援事業を廃止した

旨届出があった件

益

○指定居宅サービス事業を行う事業 所の名称を変更した旨届出があっ 会

○指定居宅介護支援事業を行う事業 所の所在地を変更した旨届出があ 八五 五

った件

)指定居宅サービス事業を行う事業

所の所在地を変更した旨届出があ 八五五

○指定介護予防サービス事業者を指 した旨届出があった件)指定介護予防サービス事業を廃止 定した件

至

会津クリニック

○指定介護予防サービス事業を行う 事業所の名称を変更した旨届出が

公芸

○指定介護予防サービス事業を行う があった件 事業所の所在地を変更した旨届出 あった件

○県営土地改良事業の工事が完了し

至

○一般競争入札を行う件 ○都市計画の変更に係る関係図書の 写しの送付を受けた件

异

発

至

告

福島県告示第八百四十八号

公印を次のように改刻し、平成十九年十二月二十一日その使用を開始する。

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐 藤

雄

平

者

島福

240) 2

[県福島空港事務所用) 島県現金取扱員印(福	公印の名称
海河	印
19,12.21	影

) 福	
學讀例	É
19.12.21	易
の 福 福 島	2

公 島県現金取扱員 県福島空港事務所 印 管 理

(文書管財領域文書法務グループ)

福島県告示第八百四十九号

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助の

平成十九年十二月二十一日

いがらしキッズクリニック名 福島市三河南町一―一五所 在 地

福島県知事

佐

雄

平成一九年 指定年月日

会津若松市新横町一―二六

大高内科クリニック 須賀川市大町四〇三―九

もこぬま内科消化器科医院 大沼郡会津美里町字北川原一三—一

第1938号

樋口薬局

849

医療法人佳愛会嶋田歯科医

福島市柳町三―三五

コスモ調剤薬局福島駅西口

同

市三河南町一—一五

平成一九年

一月一日

ファーマライズ薬局鎌田店

コスモ調剤薬局万世店

同 市鎌田字中江

本宮市本宮字万世二一四—一

南会津郡南会津町田島字元八幡甲三一五―

一 同 一 同 月 月 日 日 年 日 年

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第八百五十号

医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 次の指定

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

歯科医院 医療法人佳愛会嶋田 更 名 前 **歯科医院** 医療法人佳愛会柳町 変 更 称 後 福島市柳町三―三五 所 在 地

変

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第八百五十一号

医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 次の指定

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄

平

福島県告示第八百五十四号

生活保護法

附属南東北福島財団法人脳神経	1	7
島病院経疾患研究所	乔	东
福島市荒	変	
井字檀	更	所
腰一	前	
一福三島		在
三 高市荒井北	変	
开北三	更	地
 	後	

クオール薬局福島店

平成一七年

日

同 市荒井字後新田八

同市荒井北三丁目

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第八百五十二号

医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 次の指定

平成十九年十二月二十一日

名

会津クリニック

在

会津若松市新横町——二六

九月三〇日 平成一九年

廃止年月日

福島県知事

佐

雄

大沼郡会津美里町字宮北三一五九―二

三月三一日 甲成一七年 平成一九年

一〇月一四日 年

同同同

南会津郡南会津町丹藤字松下二 (生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第八百五十三号

樋口薬局

ファーマライズ薬局鎌田店

福島市鎌田字原際七七

西白河郡西郷村道南西七〇

国井歯科医院

嶋田歯科医院

福島市柳町三―三五

白井医院

医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 次の指定

平成十九年十二月二十一日

名

医療法人上遠野内科医院

本宮市本宮字荒町五四所 在 地

福島県知事 佐

雄

平成一九年 再開年月日

一一月一二日

(生活福祉領域地域福祉グループ)

の規定により、医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。 平成十九年十二月二十一日

(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条

施術所名

氏

名

住

所

施術所の所在地

福島県知事 佐 藤 雄

指定年月日 平

眞吉 福島市森合字南上古 屋一三—二〇 森合かんの 接骨院 福島市森合字南上古屋 (生活福祉領域地域福祉グループ) 平成一九年 一月一日

福島県告示第八百五十五号

うに改正し、平成十九年十二月一日から適用する。 民生委員の定数を定める件(平成五年福島県告示第千二百九十二号)の一部を次のよ

平成十九年十二月二十一日

三人」に改め、同表会津美里町の項中「八六人」を「八二人」に改め、同表金山町の項 南会津町の項中「九二人」を「八七人」に改め、同表西会津町の項中「四八人」を「四 を「一一五人」に改め、同表南相馬市の項中「一六九人」を「一七〇人」に改め、同表 表福島市の項中「五五九人」を「五六四人」に改め、同表田村市の項中「一二〇人」 「三七人」を「三三人」に改める。 福島県知事 佐 藤 雄 平

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第八百五十六号

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九 及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。 まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ 年十二月二十一日から平成二十年一月二十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

富岡ショッピングプラザ 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 双葉郡富岡町大字小浜字中央四百十六番地ほか

法第八条第一項の規定により富岡町から聴取した意見の概要

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百五十七号

業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グルー 九年十二月二十一日から平成二十年一月二十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十 プ及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四

平成十九年十二月二十一日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

佐 藤 雄 平

> 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要 富岡ショッピングプラザ 双葉郡富岡町大字小浜字中央四百十六番地ほか

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百五十八号

水産大臣から通知があった。 一十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成十九年十二月二十一日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県知事

佐

藤

雄

平.

相馬市初野字祖父沢一四の一から一四の一六まで

保安林として指定された目的

水源のかん養

変更後の指定施業要件

三

立木の伐採の方法

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 主伐に係る伐採種は定めない。 相馬市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

策グループ及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第八百五十九号

グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年十二月二十一日から二週間一般の縦 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成十九年十二月二十一日

福島県知 事 佐 藤 雄 平

	路
	線
	名
	区
	間
	更後の別
三六	(メートル)敷 地 の 幅 員
	(メートル) 長

地先まで 変 更 後 B 一二・○~ お字上ノ山二一一番 変 更 前 A 一四・五 那同 町大字関 B 一二・○~ 地先まで 8 一二・○~	$\stackrel{-}{=}$	同 郡同 郡原郡諸苗 耶麻郡諸苗 アルカラ
更後 更前 B B A 二二二二四 二二四	八五番 一	町 一町
後 前 B B A 二 二 二 三 二 二 三 二 二	変	変
B B A 立	更	更
	後	前
	В	B A
	· 	二 二 三 三 〇 〇 五
_ , _ , _ ,		
	<u> </u>	
· · · · ·	三 四 五.	五. 〇
'	三 五 · ○	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八百六十号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県 喜多方建設事務所で平成十九年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

県道	路
楊本	線
線	名
先 司 が 麻 郡	供
同 猪 苗 代	用
町 町	開
大字関都字北杉七九大字関都字多留良一	始
于北杉七	の
- 0	区
一番 一地 先	間
一 平 二 成	の供
二月二 月二 一 年	期開
一年日	日始
Н	н ж

(道路領域道路企画グループ)

J

福島県告示第八百六十一号

福

喜多方建設事務所で平成十九年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

県道熱塩加納山都	路線名
二地先から	供用開始の区間
平成一九年	の供用開開 開始

西会津線

地先まで 市熱塩加納町宮川字椹尻六六六五番一

(道路領域道路企画グループ)

公告第697号

の11第1項の規定により公告する。 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特 テム用サーバ等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の 例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条 WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける住民基本台帳ネットワークシス

平成19年12月21日

落札に係る借入物品等の名称及び数量

福島県知事

Ŕ

藤

推

+

タ移行、機器保守等を含む。) 住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ等 一式(搬入、据付け、調整、 ٦ľ

福島県総務部市町村領域市町村行政グループ

契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地

福島県福島市杉妻町2番16号

ယ

落札者を決定した日

平成19年11月29日

落札者の氏名及び住所

NECリース株式会社東北支店 宫城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号

130,599,000円

契約の相手方を決定した手続

6

- 一般競爭人札
- ~1 特例政令第6条の公告を行った日

平成19年10月19日

(市町村領域市町村行政グループ)

公告第六百九十八号

活動法人の設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 次のとおり公告する。

福島県知事 佐 藤 雄

平.

申請のあった年月日

平成十九年十二月二十一日

の事

名業

称所 所 事

業 在 所 地の

称(個人に申請者の名

る事務所の所 申請者の主た

0)

種

類

Ŧi.

三 兀 特定非営利活動法人ハッピーロードネット

代表者の氏名

平成十九年十一月二十二日

主たる事務所の所在地 福島県双葉郡広野町大字上浅見川字山崎五十番地の四 由美子

る事業を行い、 この法人は、広く福島県民に対して、まち・みち・地域づくりの推進活動等に関す 定款に記載された目的 楽しく住みやすい地域社会の実現などに寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

公告第六百九十九号

平成十九年十二月二十一日

福島県知事

佐

藤

雄

平.

申請のあった年月日 平成十九年十二月十日

名称 特定非営利活動法人スローエクスプレス

兀 代表者の氏名 主たる事務所の所在地 典子

福島県福島市方木田字水戸内八番地の十

Ŧi. この法人は、高機能自閉症・アスペルガー症候群児・者とその親に対して、相談・ 定款に記載された目的

支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。 情報交換・学習会に関する事業を行い、自立及び社会参加に資するよう社会に理解と

(文化領域県民文化グループ)

公告第七百号

居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、

指定

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

指定年月日 サービス

ぬくもり	矢祭	だまりの里 人ホーム陽 養護老	ス ゆかり じ	さくら館 さくら館	たションひら	
田町三三	五二 東白川郡矢祭	玉井字台九— 一	目六―六 町関田西一丁	笠松二—七	内四 上蓬田字清水 上下田村	
株式会社ア ニカル・デ マロップメ ア	人誠慈会	会然久福祉法	で で で で る は り り り り り り り り り り り り り り り り り り	ト カルサポー ト サポー	励会 医療法人誠	氏名)
 一丁目 一丁目 一 版 一 版 一 の 日 ら 日 ら 	字柳町五二 同 県東白川	台九—— 大玉村玉井字 后 県安達郡	二	野二階	一一 町字中通六四 小野町小野新 福島県田村郡	所) あっては、住
同	同	同	同	同	一二月 月 日 年	
用	生活介護	生活介護 通所介護	同	通所介護	訪問看護	

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七百一号

介護支援事業者を次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、 指定居宅

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

			Ι	
業所あすか	中央ーション須賀川さくら支援ステ	業所いこいの里居宅介護支援事	サービス	事業所の名称
三―一津作字池ノ平七田村郡小野町谷	室 美ビル二〇二号 東ビル二〇二号 東護リ市西川字	七—四 白河市外薄葉一	一 坂町大町二七― いわき市内郷高	事業所の所在地
も 有限会社しん	フィールド	会療法人公翁	ス 年をアサービ ス	申請者の名称
ノ平五二―二 同 県田村郡小	四四道六〇一一	薄葉四三——	二七―一 内郷高坂町大町福島県いわき市	事務所の所在地申請者の主たる
同	同	同	一二月 一日 日	指定年月日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七百二号

定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

里 ーム陽だまりの特別養護老人ホ	施設の名称
井字台九—一	施設の所在地
慈久福祉会	申請者の名称
—— 玉村玉井字台九 福島県安達郡大	事務所の所在地申請者の主たる
一二月一日	指定年月日

(生活福祉領域介護保険グループ)

平成十九年十二月二十一日ビス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。ビス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。 公告第七百三号

福島県知事 佐 藤 雄 平

l ケアセン・ がれかま なる人 があかま	島コムンム はスンビンススン	ター 南ケアセ はスン福 社	ンター 谷谷ケア イスン福社	ション郡 おこさ社 がままれた がまれた がまれた。 おいまれた。 おいまれた。 おいまれた。 おいまれた。 おいまれた。 おいまれた。 おいまれた。 おいまれた。 おいまれた。 おいまれた。 おいまれた。 おいまれた。 おいまれた。 おいまれた。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる	の事
センまついまついまついまついまついまついまついまついまついまついまついまついまついま	島森合 カービス・ はスンデイ はスンデイ	タースン福島株式会社コ	ンター 笹谷ケアセ はスン福島	 ション郡山 4 ススン訪問 株式会社コ	名業 称所
	北同	-		御郡	所事
町 津 三 若	向	宝宝来市	水島上市		業在一
島町三―二六会津若松市中	一四一市 一四一一	 字宝来町二八 市郷野目	八 出水上二四— 福島市笹谷字	十日六——山市大槻町	地の地の
	-				
同	同	同	同	株式会社コ	氏名) 氏名) 氏名)
同	同	同	闰	東京都港区六	所) を事務所の所 を事務所の所 をする事務所の所
同	同	同	同	日 〇 月三 一 平成一九年	廃止年月日
訪問介護	通所介護	訪問介護	介護 訪問 入浴	訪問看護	の 種 類 類

株式会社コ	株式会社コ よちケアセ よちななはら	ンター かわケアセ がおケアセ	ター きケアセン 株式会社コ	ジョン愛 パーステー	山日和田 コムスンの	ーション フースフル	テージ 扇屋	株式会社コケアセンタ
1 / 須賀川市茶畑	一一一四 南相馬市原町	○ 一 三 八 一 二 八 一 二 八 イ 一 二 ハ イ ー 二 ハ イ ー 二 ハ イ ー に の れ ー に の れ ー に の れ ー に の れ ー に の れ の に 。 に る に る に 。 。 。 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	一六 一六 市小名	八 1 日 三 丁 目 六 一	三七六 三十	五郎一五 市喜久田	二六二二六日一二六日一二六日二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	御十日六一一
同	同	同	林式会社コ	有限会社グ	株式会社コ	喜久田 トスフル・ イン	屋木工所	同
同	同	同	東京都港区六	目六―八 市洋向台三丁	東京都港区六	五 原字弥五郎 同 京文 明町早稲 市	念仏段二六安積町荒井字	同
同	同	同	日一〇月三一年	一 一 月 日 年	同	日同同 月 三 一 年	同 同 月 日 年	同
同	同	同	同	訪問介護	活介護 活所護生	訪問介護	用 特定 福祉 用 具 動売	介 訪 問 護 入浴

公告第七百四号

ムスン茶畑

一町六

センター

らケアセン ムスンほば 株式会社コ

> 字赤橋三六— 伊達市保原町

> > 同

同

同

訪問入浴 介護

旨届出があった。 護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介

(生活福祉領域介護保険グループ)

平成十九年十二月二十一日

	7
	J.
	1
	-
	_
	_
福島県知事	
佐	
藤	
雄	
平	

		1
ターン郡山ケアセン株式会社コムス	んぽ 援事業所さくら 指定居宅介護支	事業所の名称
十日六—一 郡山市大槻町御	丈壇一○―一○	事業所の所在地
株式会社コム	整形外科	事業者の名称
本六─一○─一	田字門丈壇一〇	事務所の所在地事業者の主たる
日 一 同 月三 一 年	日一月一九年	廃止年月日

(生活福祉領域介護保険グループ)

ビス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成十九年十二月二十一日

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サー

公告第七百五号

所 事 業所 在 地の 事業者の名 称(個人に る事務所の所 事業者の主た の 種 類

あっては、

在地(個人に

業所の名称

業所の名称 変更後の事

> 福島県知事 藤 雄 平.

佐

デイサービ ックすみれ

四

一九六

船引クリニ

船引字砂子田田村市船引町

船引字砂子田 田村市船引町

山会医療法人健

引字砂子田 市船引町船 県田村

同

合ふれ愛セ 農業協同組 会津いいで

の上一五一――

の下一七一 町喜多方字渕 喜多方市岩月

合

喜多方市岩月

会津いいで 農業協同組

同

県喜多

兀

方市豊川町 米室字三本

> 福祉用具 訪問介護

福

相馬店 ビビホーム ト 1	
まつもとラ	
一字雨田三五—相馬市馬場野	
株式会社ま	氏名)
塚字町一九 双葉町大字長 祖島県双葉郡	所) あっては、住
用具販売 貸与 福祉用具	

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七百六号

ビス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サー 平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

イジハウス・ハ焼模デイ	ナー福島	名 事 業 所 称の
泉町一○○―	七—一	所の所在地
三丁目八伊達市保原町	五—一 目字荒屋敷五	所の所在 地 地
研究所は大きれて	社・株式会	氏名) 氏名) 氏名)
達崎字林道 郡桑折町伊 福島県伊達	東京都港区 一六—一	では、住所) ては、住所) ては、住所)
同	通所介護	の サ 種 類 ス

公告第七百七号

ンター

七

四

杉四九八四

(生活福祉領域介護保険グループ)

平成十九年十二月二十一日

護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介

福島県知事

佐 藤

雄

平.

に支指し援定	業宅南所介東	の事
え事居 業宅	,護支援事	名業
所介に護	事 居	称所
二二須賀川市舘取町	ノ腰一一福島市荒井字壇	所の所在地変更前の事業
九八須賀川市下宿町	丁目一—一三	所の所在地変更後の事業
健 株式会社想	究所 神経疾患研 財団法人脳	の 事 名 森 者
下宿町九八同県須賀川市	五山田七丁目一一福島県郡山市八	事務所の所在地

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七百八号

介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、

指定

平成十九年十二月二十一日

福島県知事
佐
藤
雄
平

ションひら	の 事 名業 称所
一 大 四 道 田 郡 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	所 事 業
- 清水 - 励 医	氏あ称史
// // // // // // // // // // // // //	(福人に る) (個人に 名)
町字中通六四 小野町小野新福島県田村郡	所) 在地(個人に あっては、住
平成一九年	指定年月日
	の 種 類 類

平成19年12月21日 金曜日	福	鳥	県	報	第1938号

856

	W10 15/151		IH	щ	シト	TIX		7,1000	-		
が言作[答える] 原力を発護予防サービス事業者から、	公告第七百九号		福祉用具の	矢祭のイン		だまりの里 人ホーム陽		スゆかり デイサービ	さくら館	スセンター デイサービ	<i>t</i>
	(平戈·1) 下去 丰富			五二 東白川郡矢祭		工井字台九—	 デープ	目町いた関わり		笠松二—七	
に掲げる介護		ント リップメ	ニカル 株式会	人誠慈会		会 人慈久福祉法	16 20 17	護サービス有限会社介	トカルサポー	ス株	
	第百十五条0万		一丁目一一一市内郷高坂町 県いわき	字柳町五二 郡矢祭町東舘 県東白川		台九——		哲クス はいかき	二階 ジデンス桑野	桑 同	-
福島県知事 佐福島県知事 佐	(生活福祉領域介護保険グ		同	同		同		同		同	
た旨届出があった)、欠り旨定介保険グループ)	用 月 防 福 祉 売	貸福雅 有護 用 月 月	生 短期 入所 所 形 形	生活介護	豆 介 通 介		同		通所介護	
トアセンタ なスン郡山 なる社コ	- ケアセンタ ジカかまつ タ	株式会社コ	サービス・ ムスンデイ なスンデイ	ターアセン	株式会社コ	ンター とうこれ 自	株式会社コ	ション郡山	株式会社コ	4	の名が
御十日六——	島町三一二六	Mr.	北向一四—一		字宝来町二八 市郷野目	八 t 2 = D			郡山市大槻町	7	近年 世
同		同	同		闰		同	ムスン	株式会社コ	氏名) ほんし	か (固人こ
同		同	同		司		闰	本 木 六	東京都港区六	在地(個人に	る事务所の近
同		同	司		闰		同	日一〇月三一			-
介護 計問 が護 形護 予防 護 形 形 形 形 形 形 形 形 形 形 形 形 形	訪問介護	介護予防	通 所 介 護 防		訪問介護 介護予防	介護	方 清 清 清 清 方 護 子 防	訪問看護	介護予防	<i>0</i> 和 类	の重領

福

株式会社コ	ンター まちケアセ よスンはら	ンター かわケアセ ムスンしら	ター きケアセン いわ	ジョン 愛パーステー	山日和田 おらめき郡	ーション ・ケアステ	テージ 扇屋
町六須賀川市茶畑	一一—四 区二見町一— 南相馬市原町	○	—六 浜愛宕町一五	八 台三丁目六―	三七六 一日和田	五郎一五 町早稲原字弥	二六 二六 日本安積町
同	同	同	株式会社コ	有限会社グ	株式会社コ	喜久田 イン	屋木工所
同	同	同	東京都港区六	目六―八 福島県いわき	東京都港区六	五 原字弥五郎一 喜久田町早稲 市	念仏段二六安積町荒井字
同	同	同	日一〇月三一年	一 一 月 日 年	同	日 同 同 月 三 一 年	同 同 月 日 年
同	同	同	同	訪問介護 所護	活介護 入居者生 入居者生	訪問 介護 予防	用 子 符 資 福 祖 子 符 定 介 語 子 防 福 祖 護 予 財 元 報 善 具 防 温 祖 護 一 具 防

公告第七百十号

ター らケアセン ムスンほば 株式会社コ

字赤橋三六—

同

同

同

訪問入浴 介護予防 務

センター

護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。介語脩陵法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介

(生活福祉領域介護保険グループ)

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

相 馬店 ビビホーム マツモト家	業所の名称 変更前の事
まつもとラ	業所の名称
一字雨田三五—相馬市馬場野	所 事 在 所 地の
かもと 株式会社ま	氏名) 称(個人に 事業者の名
塚字町一九双葉町大字長	所) を事務所の所 を事務所の所 を事務所の所
用 予 特 定 信 福 祉 用 景 版 福 祉 用 具 版 產 社 護 表 社 護	の 種 類

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七百十一号

護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介 名事 平成十九年十二月二十一日 事業所の 所の所在地変更前の事業 所の所在地変更後の事業 称(個人に 事業者の名 福島県知事 たる事務所 事業者の主 佐 藤 雄

平

の種類

公告第七百十三号

保安林分筆測量委託一九〇一業務について、 次のとおり一般競争入札を行うので、

福 公告第七百十二号 農業協同組 デイサービ ックすみれ ナー 合ふれ愛セ 会津いいで 船引クリニ ハウス・ハ ケアパート ンター 小規模デイ -福島 の上 五 | 町喜多方字渕 船引字砂子田 田村市船引町 泉町一〇〇― 伊達市保原町 喜多方市岩月 福島市南矢野 t 目字荒屋敷一 の下一七一一 町喜多方字渕 三丁目八 四 喜多方市岩月 船引字砂子田 田村市船引町 伊達市保原町 目字荒屋敷五 福島市南矢野 山会 医療法人健 研究所 合 農業協同組 会津いいで ナー株式会 氏名) 有限会社地 ケアパート あっては、 引字砂子田 市船引町船 県田村 方市豊川町 郡桑折町伊 福島県伊達 港南二丁目 東京都港区 杉四九八四 米室字三本 同 達崎字林道 の所在地 ては、住所) (個人にあっ | 六| | 県喜多 貸与 介護予防 訪問介護 通所介護 介護予防 予防福祉 特定介護 福祉用具 介護予防 同 同 用具販売

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告する。 植松地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成十九年十一月二十八日完了したので 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、

平成十九年十二月二十 二 目

島県知事 佐 藤 雄 平

3

(農村整備領域農村計画グループ)

という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。 の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則 方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七条 平成十九年十二月二十一日

福島県会津農林事務所長

松 Ш

裕

入札に付する事項

件名及び数量 保安林分筆測量委託一九〇一業務 式

業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

履行期間 契約締結の日から平成二十年三月二十五日まで

3

履行場所 会津若松市一箕町大字金堀字石山地内

入札に参加する者に必要な資格に関する事項

要な資格の確認を受けた者であること。 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、 かつ、当該入札に参加する者に必

施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

次のア及びイに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。

の会員であること。 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人にあっては、福島県土地家屋調査士会

3 1 平成十七年度及び平成十八年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記業務 託登記土地家屋調査士協会であること。 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあっては、 社団法人福島県公共嘱

入札に参加する者に必要な資格の確認 の実績が十件以上ある者であること。

び3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2及 し、当該入札に参加する者に必要な資格の申請をすること。

合がある。 なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場

1 月三日までを除く。)の午前九時から午後五時まで (土曜日、日曜日、平成十九年十二月二十四日及び同月三十一日から平成二十年一 提出期間 平成十九年十二月二十一日(金)から平成二十年一月七日(月)まで

提出場所 郵便番号九六五—八五〇一

会津若松市追手町七番五号

福島県会津農林事務所企画部総務グループ

電話番号〇二四二—二九—五三六七

易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法によるものとし、平成二十年一月七 (月)午後五時まで必着とする。 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留郵便、

兀 契約条項等を示す場所等

地

1 契約条項を示す場所、 入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先

福

電話〇二四一一二四一五七三六 福島県会津農林事務所森林林業部森林土木グループ 喜多方市松山町鳥見山字下天神六番地の 郵便番号九六六—〇九〇一

2 入札及び開札の日時

平成二十年一月十六日 水 午前十時

3 会津若松市追手町七番五号 入札及び開札の場所

その他 福島県会津若松合同庁舎 郵便による入札は、 本館 不可とする。 一階会議室

入札保証金及び契約保証金

Ŧi.

1 び第二号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。 証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号及 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保

2 ればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合におい ては、契約保証金の全部又は一部を免除する。 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなけ

入札者に要求される事項

ければならない。 た書類に関し、福島県会津農林事務所長から説明を求められた場合は、それに応じな この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、 提出し

t 入札の無効

す入札に関する条件等に違反した入札は、 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示 無効とする

八 その他

分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る 五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の 見積もった契約希望金額の百五

3 行った者を落札者とする。 契約書作成の要否 要

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を

4 その他 詳細は、 入札説明書による

企 画 部

公告第七百十四号

項の規定により、喜多方市から喜多方都市計画道路、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第 喜多方都市計画公園及び喜多方

> する。 都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、 次のとおり縦覧に供

平成十九年十二月二十

日

縦覧に供する図書

福島県土木部都市領域都市計画グループ及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企 縦覧場所 総括図、計画図及び計画書の写

画調査グループ

(都市領域都市計画グループ)

福島県知 事 佐 藤 雄

平